

## 平成 23 年 第 3 回 東彼杵町議会臨時会会議録

平成 23 年第 3 回東彼杵町議会臨時会は、平成 23 年 7 月 26 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
副 町 長 小山田 正一君	建 設 課 長 山田 聡 君
総 務 課 長 森 隆志 君	町民生活課長 富永 勝 君
産業振興課長 三根 貞彦 君	町民福祉課長 西坂 孝良 君
農 委 局 長 (三根 貞彦) 君	財政管財課長 深草 孝俊 君
水 道 課 長 下野 慶計 君	まちづくり課長 原田 尚登 君
教 育 次 長 山口 章 君	税 務 課 長 林田 政佳 君
会 計 課 長 森山 武司 君	

4 書記は次のとおりである

議会事務局長 上杉 房男 君 書 記 湯藤 美絵子 君

5 議事日程は次のとおりである

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについて

(東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

日程第 4 議案第 50 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 2 号)

日程第 5 議案第 51 号 平成 23 年度 遠目地区水道施設設置工事請負契約について

## 開会（午前 9 時 35 分）

### ○議長（森敏則君）

それでは只今より本会議を開会いたします。

あらためましておはようございます。

只今から平成 23 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布の通りです。

### 日程第 1 会議録署名議員の指名について

### ○議長（森敏則君）

日程第 1 会議録署名議員の指名を行ないます。

今臨時会の会議録署名議員は会議規則第 118 条の規定によって 5 番滝川初夫君、6 番吉永秀俊君を指名します。

### 日程第 2 会期の決定について

### ○議長（森敏則君）

次に日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日間に決定しました。

### 日程第 3 議案第 49 号 専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町税条例の一部を改正する条例)

### ○議長（森敏則君）

日程第 3 議案第 49 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

おはようございます。あらためまして本日は第 3 回の臨時議会を招集いたしましたところ議員の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは議案第 49 号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

現在厳しい経済状況及び雇用情勢に対応いたしまして、税制の整備を図るため地方税法等の一部改正が 6 月 30 日に公布されております。そういう事で自治法の 179 条第 1 項の規定によりまして専決処分をいたしましたものであります。詳細につきましては、税務課長のほうから説明をさせます。なにとぞ慎重に審議の上、適正なるご決定を賜りますよう宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

税務課長。

○税務課長（林田政佳君）

町長に代わり説明をいたします。

今回の改正、今町長が申しましたように現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が23年6月30日に公布されたことに伴いまして、税条例を改正するものでございます。

新旧対照表によりまして説明をさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

まず1ページの第26条、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料。

6ページの36条の4、町民税に係る不申告に関する過料。

同じく6ページの第53条の10、退職所得申告書の不提出に関する過料。

7ページの第65条、固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料。

第75条、固定資産にかかる不申告の関する過料。

第88条、軽自動車税に係る不申告等に関する過料。

8ページの第100条のたばこ税に係る不申告に関する過料。

第105条の2、鉦産税に係る不申告に関する過料。

第107条、鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料。

9ページの第133条、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料につきまして、故意の申告書等の不提出に対する過料を3万円から10万円に引き上げるとともに、新たに規定を設けるものです。

次に戻っていただきまして2ページお願いいたします。

第34条の7寄附金税額控除ですが、第1項第2号に今回新たに認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例に於いて指定したものを追加するものです。また寄附金税額控除の適用下限額を、現行5,000円を2,000円に引き下げるものです。なおこの改正は平成24年度分以後の個人住民税について適用されます。

次に10ページお願いいたします。

附則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例ですが、適用期限を平成24年度までを平成27年度まで3年延長し、免税対象牛の売却頭数要件の上限を現行年間2,000頭を年間1,500頭に引き下げ、免税対象牛の対象範囲から売却価格800千円以上の交雑種を除外するものです。現行は1,000千円以上となっております。この改正は平成25年度分以後の個人住民税について適用されます

その他の条文は地方税法の改正に伴いまして条項ズレを生じた為の改正でございます。説明終了。宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行ないます。質疑がある方はどうぞ。

質疑無いですか。

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前9時42分）

再開（午前9時43分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を開きます。

○6番（吉永秀俊君）

正誤表をいただいたのですけれども、その他にも東彼杵町が抜けている所があちこちあるのではないかと思うのですけれどもどうでしょう。7ページ辺りはたくさんあると思いますけれども。

○町長（渡邊悟君）

副町長

○副町長（小山田正一君）

議長。

○議長（森敏則君）

町長の代わり副町長。

○副町長（小山田正一君）

専決処分の承認を求めることについて、議案第49号中の専決処分の理由でございますが、その中で3番の字句が間違っております。要件の「要」を工事の「用」と記載しておりまして、要件を満たすということですので「かなめ」ということで申し訳ありませんが訂正をお願いいたします。

それと東彼杵町税条例の一部を改正する条例の条文中でございますが、それぞれ条例には名称がついておりまして固有名詞でございますので、これは東彼杵町の税条例の一部を改正する条例について条文中、町条例の一部を改正する条例とか新旧対照表にもありますが、これは東彼杵町税条例の挿入をお願いしたいと、今までの条例で入っていたり、入ってなかったりというのがあったのですけれども、これは確実に固有名詞でございますので東彼杵町税条例ですので誠に申し訳ございませんでした。

○議長（森敏則君）

以上で訂正を終わります。

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第49号は会議規則第38条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。従って議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

次にこれから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論ありませんか。討論無いようですのでこれで討論は終了します。

これから議案第 49 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

従って議案第 49 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町税条例の一部を改正する条例）は原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 50 号 平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（森敏則君）

次に、日程第 4 議案第 50 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

それでは議案第 50 号平成 23 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 2 号）、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 13,131 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4,600,318 千円とする、でございます。

提案の理由でございます。今回の補正予算につきましては、歳出につきましては東日本大震災に起因する福島原発事故の放射能汚染から避難される住民を受け入れる為の費用及び被災地への職員派遣費用として、総務費に 1,064 千円、農林水産業、改善センターの設備費でございますが 2,619 千円を計上しております。それから学校管理費につきましては、千綿小学校の校庭の一部でございますが、暗渠が閉塞を致しまして早急に工事をしなければならないということで計上いたしております。豪雨災害復旧関係につきましては 5,900 千円を計上致しておりますが、これにつきましては 6 月の 27 日から 28 日にかけての雨、7 月 4 日の豪雨で、これによりまして蔵本地区の住宅の前に赤道がございますけれど、そこがおおむね 10m 近く崩壊いたしております、下水道管の布設を行っております。ここが早急に対応しなければならないということで工事費をあげております。更にこの度発生しました豪雨災害の災害復旧でございますが、調査費、水田、それから多々道路あたりの災害復旧の査定の準備の費用を計上いたしております。それから一部には河川の、どうしても補助対象の災害復旧でできない分も含めまして 5,900 千円を計上致しております。

歳入につきましては、特定財源といたしまして県支出金が 295 千円、地方債につきましては単独の交付税対象の起債を 3,500 千円追加いたしております。一般財源と致しまして、地方交付税の 9,336 千円を追加計上致しております。詳細につきましては財政管財課長から説明させます。宜しく慎重審議の上適正なご決定を賜りますよう宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長お願いします。

○議長（森敏則君）

財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

それでは10ページの3歳出から補足して説明いたします。

2款総務費7目企画費でございます。これは今、町長から説明がありましたように、夏休み期間中、福島原発事故による放射能汚染からの避難者の受け入れのために消費的経費の諸費用としまして11節に480千円、使用料に214千円をそれぞれ計上いたしております。

それから15目諸費でございますけれど、ここは東日本大震災被災地への派遣職員の旅費、現在2名予定をいたしております。それと現地での作業及び移動手手段とする諸費用を計上致しております。

それから11ページ6款農林水産業費4目の土地改良事業費でございますけれど、これにつきましては農地・水・環境保全向上対策費補助金、活動組織が2箇所追加されたことに伴いまして、それぞれの補助金の追加でございます。474千円でございます。それから5目の農村環境改善センター費、これも原発事故の避難者が農村環境改善センターを生活の拠点とされるために需用費については光熱水費の追加、それから拠点整備費用としまして空調、照明、間仕切工事ということで所要の投資的経費を計上致しております。

それから12ページ土木費、1目の河川管理費でございます。ここは構地区の水路災害防止環境整備事業にかかる官民境界測量の人夫賃金を計上致しております。

それから13ページ10款教育費1目学校管理費でございます。ここは千綿小学校の既設の埋設管がNTTの電柱工事によりまして破損し、利水機能が機能しなくなったということで早急に改善しなければいけないということで暗渠排水管の改良工事を計上致しております。

それから14ページ11款災害復旧費1目農地等災害調査費につきましては、5月6月の梅雨前線の豪雨災害と、今後発生予想される農地農業施設の災害を含めまして災害査定のコソナル業務の設計業務を追加計上致しております。

それから11款災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費、これは普通河川彼杵川中山地区の小規模災害による河川の護岸復旧費の計上でございます、500千円。それから2目の下水道施設災害復旧事業費につきましては、蔵本大安地区の下水道配管理設箇所の里道の石積みが崩壊して、現在下水管の配管が露出しております。このまま放置しておけば配管の損傷の恐れがあるということで、ライフラインでありますために未然に防止しなければならないということで一連の復旧費を計上いたしております。

それから7ページの歳入をお願いいたします。地方交付税、一般財源と致しまして特別交付税を9,336千円追加いたしております。

それから8ページ、16款県支出金4目の農林水産業費県補助金、これは2箇所の活動組織の追加に伴います県費の追加でございます。295千円です。

それから22款町債、5目の災害復旧債でございますけれどこれは新設でございます。現年単独災害復旧事業債としまして普通河川彼杵川の護岸復旧工事に500千円、それから蔵本の下水道施設作業復旧費に3,000千円、それぞれを計上しております。

それから3ページの第2表債務負担行為をお願いいたします。ここは木場本線の道路改良事業借地料でございまして、本線改良工事に伴いまして仮設道路と、施工ヤードの借地契約が年度をまたがる契約が必要となりました為に、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

それから4ページお願いいたします。第3表地方債につきましては、9ページの債務で説明しました現年単独復旧事業債、3,500千円を新たに追加するものでございます。補正後の総額は252,000千円ということになります。

なお5ページ、6ページの事項別明細書総括また1、2ページの第1表歳入、歳出予算の補正は今回の補正の積み上げでございますので、説明は省略させていただきます。以上でございます。宜しくをお願いいたします。

○議長（森敏則君）

それではこれから質疑を行います。

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

11ページ。先程の説明では今回避難される住民の受け入れ、受け皿としての経費であると言う説明でございまして、15節の工事請負費2,389千円補正されておりますけれど、一応会議室の照明とかあるいは間仕切りとかしてありますけれどもまずもって改善センターの中のどこなのかちょっとその辺を、詳細に説明をお願いいたします。

それと避難されてこられる期間は夏休み期間中ということでございますけれども、いつからいつまで何人来られるのか、その辺を説明をお願いいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まちづくり課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わりまちづくり課課長。

○まちづくり課長（原田尚登君）

まずその前の、このプロジェクトの全容を説明しないとわからないと思いますので説明したいと思います。よろしいでしょうか。

今回、福島第1原発の事故以来、ホットスポットといわれる部分が各地にあります。その中の地区の母親達が夏休み期間だけでも関東地区を離れたいという話が、東京の嶋川さんと言う方から川棚の宮本さんと言う方に話があったということです。この宮本さんと言う方は元九州海外協力隊のメンバーで、女子農学園を九州海外協力隊の施設として利用したいということで、この4、5年の前から話があった方でございます。そして今回夏休みプロジェクトについて、できれば女子農学園が利用できないかと言う事で今回本町にお話があったということでございます。一応県の方に6月に行かれたらしいのですが、県としては直接民間の方には貸せないということで、もし町が介入することであればということでお話っております。そして7月6日にその嶋川さんと宮本さんが農学園を一応視察されて、まあいけるのではないかとということで7月7日に正式に町の方に、できれば町を介して県の方にお話をしてここを疎開の場所としてできないかということでお話っております。そうした中で実は当然ライフラインがズタズタでしたので我々としてどのくらい掛かるのかと見積もりを下水、或いは上水、電気ということでとってまいりましたが、11日になりました。どうしても電気がまず、電気は当然来ているものだと思っていまして中の電気もズタズタということで、2、3ヶ月かかるということでどうしようもなく、最終的には私が昭和金属の寮とかこの改善センターを見て回ってとりあえず7月11日に、

町長、副町長、総務課長に相談いたしまして農学園から改善センターに場所を変えたいということでお話をして正式にそこから出発したと言う形で、あとは各業者に電気水道、水道はございませぬけれどもそういったもの見積もりをお願いしたと言う経緯でございます。特に畳につきましては農学園跡にはまったくありませんでしたし、1部屋に4枚ほど畳が敷けますのでそれだけでも50枚から60枚ございましたので、畳業者にいった所2週間はかかるということで、たまたま改善センターが畳の表替えをするということでしたのでそれを利用しようと言う事で計画を変更いたしております。

先程でました空調につきましては日本間の大広間、老人室にはございます。しかし後の会議室等にはございませぬので後々使えるように一応今の所は会議室、それと今学童が昼には夏の1番暑いときには、大広間の方で昼寝をしておりますので学童の方に1つ、今3つを考えております。後は随時利用者が来てから打合せをしていきたいと。

間仕切りにつきましても、一応50人ほどあげてはありますが、これにつきましても疎開者が来られてからどういった間仕切りでいくかということを検討していきたいと思っております。

エアコンにつきましても約1,700千円ございますけれども、今考えておりますのはあくまでも来られてからこれについて打合せをしていきながら随時増やしていきたいと考えております。

人数につきましては現在把握しておりますけれども、今15家族の43名でございます。期間は今日第1便が2家族6名来られます。明日また1家族2名来られます。マックス今こういうところで13家族で多分39名が今の所ダブるマックスですので、あとまた8月になったらまた入ってこられるということでございます。

まだ詳細につきましては連絡をとっておりますけれども、なかなか連絡がとれないところもございませぬのでまだ増えているような状況でございます。以上です。

○議長（森敏則君）

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

ちょっともう1回聞きますけれども、東彼杵町に是非と言う意欲とか東彼杵町に是非来たいとお願ひしたいという要件はなかったのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

あえて東彼杵町というのは、その女子農学園をきっかけに、ジャイカの青年海外協力隊の宮本さんと言う川棚にいらっしゃいますけれども、その方が紹介された関係で女子農学園がたまたま所謂候補地に挙がったと言う事であります。

○議長（森敏則君）

4番議員堀君。

○4番（堀進一郎君）

最後にもう一つ別件ですけど、15ページ。

今回現年災の災害復旧の準備ということでいろいろ経費を計上されました。特に2目の下水道施設災害復旧事業15節の災害復旧工事として3,000千円、これは説明で蔵本地区になんか石垣が崩れて下水道管が露出され、応急をしなければならぬということですけども、かなり3,000千円という金は非常に大きいと思う事業だなと思っておりますけれども。これはあくまでも単独事



業でやられるのか、或いは応急工事としてあとで査定にあげて補助事業として採択していただく計画があるのかその辺を説明お願いいたします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、まさに単独事業とあげておりますので補助対象の災害復旧にはかかりません。だぶん耕地災害、農林災害とも研究しましたが、私もだぶん担当にも研究させましたが、災害復旧にはかからないと、農政の場合 400 千円以上ですけれどもかからないということでどうしようも採択できないと言うお話ははっきり判明しましたので、それではもう宅地が背後にありますのでどうしても待つことはございませんで、予備費でとりあえず今おさえをしております。そういうことで、早急に今回お願いいたしまして単独事業で施工します。応急工事はすでに予備費で行っております。それと単独事業で行ないますけれども、あくまでもこれは一般財源だけではなくて地方債を単独で借りられますので、後程またその起債に対しましての交付税措置もございまして有利な起債でございまして、そちらの起債をたてて対策をしようと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

5 番議員滝川君。

○5 番（滝川初夫君）

今のに関連しまして大安地区の突然の崩落によりましていち早く対応していただきましてありがとうございます。これをみますと用地の方までということとなっておりますが、現在まで自然石で直に建ったような道路でありまして、今回は多分今のブロック積み等の工法でされるということで、前の方に張り出す関係で用地を相談されると思いますが。この工法をどのようにされるかわかっている範囲で結構ですので工法の方法を教えてくださいと思いますが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

復旧工法につきましては、まだ決定まではしておりませんで、基本的に盛土、土羽工でいくのか、または練積みブロック工でいくのか、混合で行くのか、ブロックと土羽の混合で行くのかと、言うことで考えております。最大土羽でいったときに用地面積が 70 m<sup>2</sup>程度を見込んでおりますけれどもブロック積みでいった場合にはまあそれが 20 m<sup>2</sup>程度とかそういうふうな面積になるかなと思います。以上です。

○議長（森敏則君）

2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

先程の堀議員の質問と関連いたしますけれども、今回の東北地方の大震災における被害者の方々非常にお気の毒と、そういった意味で同胞被災して困っているということに対して手助けを

する、手を差し伸べるということは同胞としては当たり前のこととだと。しかしながら今回の本町に受け入れ予定の方々というのは先程のまちづくり課長のお話でいきますといわゆるホットゾーンからの来町だということでございます。ホットゾーンというのはいわゆる危険地域ということに対していうのでありますがそういった中であとホットゾーンといいながらもその当該地域の人は粛々と言いながらも生活をしておられる訳です。つまり緊急避難を要する人達ではないということでございます。ただ親御さんの気持ちとして言わせてもらえれば、所謂放射能被害からせめて夏休み期間中守りたいということは当然理解できます。それによって私達の町が手助けをしようということも理解できます。しかしながらこの単に子供達のサマーバケーションを行う為に、安価で安心して遊ばせるだけのものに対してこういったことをやってはたしてうちの町に対してメリットがあるのかとそういうことです。

当然ご承知の如く本町は財政難です。町長も自ら自分の給料を半分にされて財政基準に属したまちづくりのためにお金を使おうという、そして本町にも各地区からとりあげる一方でいろいろ要望があがっております。そういった辺りまだ未執行部分が大分あります。そういった中で果たしてこの公的資金の出費、税金の出費がはたして私達の町において町民から実は理解が得られるのかどうかというのがあります。当然当該地区の改善センターの改装による空調システム等の整備によって当該地域の住民の方々の利用度が上がると思います。ですから当然千綿地区の方々は喜ばれると思いますけれど、全町的な観点からみれば他地区の方々がそれでいいのかなという懸念もございます。

これがいわゆる単年度だけの取り組みなのかどうか、小値賀町あたりが民泊とかして所謂交流人口を町長がおっしゃったように増やそうと。できればせつかくこういうシステムまちづくりについて、新しく例のないことをやられようというのは理解出来ますけれど交流人口の拡大が定住人口の拡大に繋がるというのが一理あると思います。ですからこれが単年度で終る事業なのかどうか、所謂これが、夏休みが終わった後施設をどうされるかということをお伺いしたいということと、もう一つこの事業はすでに始まっております。先程の課長のお話のように今日もすでに2家族東京からおみえになるということでございます。つまりこの事業がすでに始まっているということは、議会は実はこの事業に対しては蚊帳の外であったということ。確かに着工されていることは資金面は流用ということでありますからそれに関して我々が介入する問題ではございませんけれども、実はこれは手順の問題ではなくてやっぱりこういった事業を行う場合には事前に私達議会としても知りたかったというのが本音でございます。つまり議会の同意と言うのは町民のコンセンサスを得たに等しいということでございます。町長も所信表明等でもおっしゃっていますように町民本意、町民主体でいくのだということをおっしゃっていただけます。つまりそれは議会をどう利用するかと受け止めております。ですから今回のやり方に若干私達議会サイドとしてはそういった点、そこら辺の2点だけ町長にお伺いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず1点目の単年度だけの取り組みかということですがけれども、夏休み期間中の取り組みはこれで終わりです。しかし後でまちづくり課長から補足で何かあれば回答させますけれども、それぞれ交流人口の拡大が大きな目的です。従いまして今度来られる方がまた東京に戻られての発信とか、具体的な事はまだ言えませんが、当初の話ではもうちょっと記録映画みたいな事で東日

本に東彼杵町をもっとPRして、こちらの方に定住促進とかをしてみたいという話を聞いておりますので、それがどこまで出来るのかそれは賭けでございます、はっきり言いまして。

従いまして、単年度の取り組みと併せまして今後の、そういう避難箇所の受け入れ、そういう場に改善センターを使おうと思っております。

それと非常に私もびっくりしましたけれども、東彼杵町の災害の一時避難箇所が改善センターと総合会館です。したがって彼杵地区はパーフェクトに冷暖房完備で総合会館が整備されておりますけれども、残念ながら千綿地区は、改善センターは冷暖房もなく、一部ありますけれども、電気の傘さえありません。かなり撤去せれておりました本当にこれは使えるのかびっくり驚いております。そういう意味でも施設の整備は当然しないとイケないと、確かにさつき課長が言いますようにあまり使わない部屋にははめずに極力最小の経費でいこうということで考えております。そういうことでございます。

それから2点目のすでにスタートいたしております。確かにもう議員さんがおっしゃるとおり私もちょっと走りすぎたということは反省しております。というのは安易に女子農学園がもっと使えるのではないかと希望があったものですから、あまり経費もいらずに何とか出来るだろうというそういう見切りで、いわゆる補正予算までしなくていいのではないかとこの気持ちがありました。実際の所。それで議会では佐藤議員が交流人口の拡大とかなんぞやという事で一般質問されました。その時に私がこの事を話しました。議会でしゃべったのはそれだけです。6月22日にそういう考え方を話しました。ですからそれはそれだけでございますので本当に申し訳ないと思っております。

それからやっぱり私の考え方で、住民本意で議会も一緒にという考え方が当然ありますので今回はもうそういう事で本当申し訳ないと思っておりますので、今後は十分議会共々一緒にやって行きたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

#### ○議長（森敏則君）

2番議員橋村君。

#### ○2番（橋村孝彦君）

私も交流人口の拡大、これは非常に重要だと思っております。これはやっぱり将来的には定住人口の増加に繋がると私も実は思っております。そういった事で色々な地区でそういう取り組みをやられておりますけれども、それはそれとして今回のこの事が東彼杵町というのが関東地区に名前が売れて、然るべき長いスパンで見れば効果があればそれはそれとして非常にいいことだと思います。しかし行政でよく言われる費用対効果、あなた達が好きな言葉で費用対効果というのがございますけれども、今回は仮につまり公的資金の支出において費用対効果は限りなく1に近いほうが実は良いわけです。今回の場合仮に支出した金額がどれほどのリターンがあるのか未知数です。ですからそういった分ではやっぱり長い目で長いスパンで物事を見なくてはイケませんが、せつかく今回はあそこまで多額の資金を投入されて改装されましたから、できればやっぱり交流人口の拡大という名目のもとに、あそこをあまり今まで利用されていなかったからせつかくこういう状態で整備されれば、これから先夏の都会の子供達の受け入れをこれから継続的な事業にされたらいかかなと、あわせていけばまちづくり課長がやっている民泊こういったものも含めて是非取り組んで頂きたいと思っておりますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

#### ○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

継続して民泊となりますと非常に場所がやっぱり改善センターでは改造を要すると思います。従いましてそういう形と平行しながら、例えばいこいの広場は今指定管理になっていますけれども、いこいの広場あたりとの組み合わせとか、もちろん女子農学園も捨てた訳ではございませんので、その辺と組み合わせた所の改善センターとの併用した利用、そこら辺も考えて見たいと思っております。

それと幸いにして財源の問題で費用対効果もありますけれども、今長崎県が復興支援指針ということで感謝の心を込めてということで長崎県が出しております。その中で取り組みをする中で被災地に限定しない夏休みの受け入れということで、首都圏等から長崎への田舎暮らしを、体験を指針しますというのが出ております。その辺も利用させてもらおうかということで、県のほうにも今担当の方でお願いいたしております。

それと当然そういう特殊な事情でございますので特別交付税の第 1 候補にもあげまして極力それが実のあるものになるように努力をしていこうと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

もう 1 点別の件です。13 ページ学校管理費の件ですけれども、先ほどの課長の説明では NTT の工事による破損だ、いわゆる損害だという説明がございましたけれど、これは工事主体者が破損したのだから工事主体者が弁償すべきものではないのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは予算を作ってしまった後原因がわかりまして、実は斜めに暗渠が入っていたのですが、校庭の上から電柱を建ててあるのです。それでカメラを入れまして見た所その電柱で潰しているみたいなのです。ですから原因者負担ということも考えられますので、予算的には 3,000 千円今お願いしておりますけれども、当然その辺は話し合いによってどこまでやれるのか、その辺はこれをまったく使わなくていいものかどうなのか、その辺を今から協議をしていきたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

9 番議員岡田君。

○9 番（岡田伊一郎君）

15 ページの 2 目の下水道施設災害復旧事業費に関連してお尋ねしたいのですが、蔵本は今回出来ますけれども、小音琴に小音琴から大音琴まで来ている道、あれは教育委員会の通学路になっております。役場も原材料をして舗装をしたのです。そして産業建設委員会で視察に行つて前の町長の時に報告をしても出来ていない。これは行政の公平性からいってどうなのか、町長にお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今回の今議員のご指摘の通り、小音琴の話を聞きましたので現場をまた精査いたしまして対応できるなら、災害復旧辺りで出来るのならそういう交付税措置がある起債あたりを使って出来ないか検討してみたいと思っております。ですから災害の、本管までには到達して無いと思っておりますので、法面だけと思っておりますので、そういう管に支障が出てくれば当然下水道管、それに支障があれば災害復旧で出来ます。また補助で出来ますので現場を精査したいと思っております。

○議長（森敏則君）

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

下水道管も露出をしているのです。もう崩れて。ただ家の真裏だったので個人の住宅は出来ないということだったのです。産業建設委員会でも視察に行って、通学路でもあるし子供達は下の道路を歩いてきているのです。雨の日とかは傘をさした時に厳しい地帯があるので、せっかく原材料までやって舗装をして通学路にしていたのにそのがけ崩れの為にそこが通れなくなって国道の歩道を通って来ている、だから大安地区が出来るのに何故小音琴が出来なかったのかちょっと私は疑問に思ったものですから、関連して質疑致しました。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

財政管財課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり財政管財課長。

○財政管財課長（深草孝俊君）

今、岡田議員のご質問に対しましてお答え致します。

今回の蔵本地区の下水配管の露出というのは、その里道の機能回復が直接的に下水道施設の回復に繋がるということです。これがいわゆる本災の適正性が認められたということでございます。ですから私もまだ小音琴をよく見ておりませんので現地をもう一回よく視察しまして状況を説明して、そして本庁のほうにも問い合わせをしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、岡田議員のご質問があつておりますけれども、災害というのは議員もご承知の通り過年災というのがなかなか厳しいものですので、どういうふうに災害に該当するのか今後研究したいと思っておりますので宜しく願いいたします。

○議長（森敏則君）

9番議員岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

多分災害は厳しいかもしれませんが、こういうのは単独でも下水道管が露出しているものですから、その保護のためにやっぱり単独であるべきではないかと思つたものですから質疑を

いたしました。以上です。

○議長（森敏則君）

他に。

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

10ページお願いいたします。

歳出の10ページ

次のところでまた6月に引き続き職員の方を派遣されるということですが、もう少し具体的な内容、どのくらいの日数行かれるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりまして説明申し上げます。今現在派遣をしたのが5月の末に1週間保健師を2名派遣しました。それと事務系職員1名を6月の18日から2週間派遣をしました。現在3名を派遣しております。しかしながら応援の要請はひっきりなしに県の方にもあっております、長崎県としましても今後も続けていきたいということで、今後9月末9月くらいを目途に現在、保健師を1名それと事務系職員を1名ということで予定をしております。それと失礼しました。今保健師2名、事務系職員1名だったのですが、今現在も保健師1名が昨日から1週間で福島県の方に派遣をしております。ですから今現在紹介したのが4名ということなのですけれども、9月末までに向けまして、あと県のほうから要請がありましたら対応していきたいと思っております。

今回補正に挙げたのは9月末現在で予想される職員としまして、保健師1名、事務系職員1名ということで予算をお願いしている所でございます。

またそれ以降あったら9月の補正、あるいは後の補正でまた増員の補正対応をお願いするかと思いますが宜しくお願いいたします。

○議長（森敏則君）

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

先ほど5月の末から保健師さんが2名、派遣をされたということですが、その寝泊りの状況あたりが非常にこう一般のホテルではなくて厳しいような宿泊をされているようでございますけれども、また帰られてから長崎の大学病院に行って被爆検査まで受けておられる訳です。その結果はどうだったのか。健康の状態によっては例えば内部被爆あたりがあれば、今後また派遣される特に女性の職員あたりについては、やはり特に今後子供を生まれるような方が行かれれば、5月に行った方の結果次第ではやはりそういった職員さんはなるべく避けられていったほうがよろしいのではないかなという考えのもとにお聞きしたのですけれども、健康診断の結果はどうだったのでしょうか。

○町長（渡邊悟君）

議長。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

総務課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

5月末に行った保健師2名はいずれも独身でありました。この者は1週間ビジネスホテルに泊まっております。ただ事務系職員は、社会福祉施設の大広間の畳にザコ寝なのですが、保健師については女性でありますしプライバシーの関係からビジネスホテルに泊ませた状況でございます。勿論帰ってきたすぐ翌日に、長大医学部放射線科に、検査にやりました。いずれも両名とも何も問題は無かったというふうで安心はしております。

今現在、この作業2名は福島県福島市だったのですけれど、今現在行っている保健師1名は、福島県二本松市ということで海岸よりに近いほうなのですが、たぶん情報では問題ないということなのですが、帰って来次第この者についても即放射線科、長大の方に健診にやろうと思っております。

今後についてはその者がどうなるか、大丈夫だと思いますけれども対応を見極めながら今後の派遣については、県が主催者ですので協議をもちながら対応して行きたいと思っております。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑はありませんか。

質疑が無いようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第50号は会議規則第38条第3項の規定よって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議案第50号平成23年度東彼杵町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

## 日程第 5 議案第 51 号 平成 23 年度遠目地区水道施設設置工事請負契約について

### ○議長（森敏則君）

次に日程第 5 議案第 51 号平成 23 年度遠目地区水道施設設置工事請負契約について、を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

### ○町長（渡邊悟君）

議案第 51 号平成 23 年度遠目地区水道施設設置工事請負契約について、提案の理由でございます。平成 23 年度遠目地区水道施設設置工事の請負契約を締結する為議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出いたします。

詳細につきましては水道課長に説明させます。慎重審議の上適正なご決定を宜しくお願いいたします。

### ○議長（森敏則君）

水道課長。

### ○水道課長（下野慶計君）

議案第 51 号ですが、次の通り請負契約を締結することについて議決を求めます。

1. 契約の目的 平成 23 年度 遠目地区水道施設設置工事
2. 契約の方法 指名競争入札による契約
3. 契約の金額 49,350,000 円
4. 契約の相手方 住 所 長崎県諫早市貝津町 1117 番地 4  
会社名 隔測計装株式会社 長崎営業所  
所長 一瀬 久人

遠目地区は平成 20 年度から工事に着手しておりまして、今年度で事業が完了予定でございます。配布いたしております資料をご覧頂きたいと思いますが、一般平面図と電気施設のシステム図によりまして工事の概要を説明いたします。

1 枚目をご覧下さい。一般平面図に着色しております部分が今回の事業でございます。電気計装設備一式でございます。配管工とか排水施設等の施設につきましてはすべて完了いたしております。この電気計装設備は遠目浄水場と役場を NTT 回線で結びまして水道施設の中央監視装置を構築する工事であります。

2 枚目は監視システムの模式図になっております。親局となります役場庁舎側に中央情報処理装置とテレメータ板を配置しまして左側に記載しております遠目浄水場側の子局とを NTT 回線で結びます。中央監視装置の中央部となりますデータローガー装置、及びインターネットを介してデータを閲覧可能な状態に加工するウェブサーバー装置等で構成されます。この装置は遠目地区にあります水道施設の水位とか取水量、排水量などの計測値を常時自動的に収集しまして表示することによって水道施設維持管理の支援を行う為のシステムでございます。また登録された携帯電話やパソコンなどから集中監視の計測値を閲覧できる仕様となっております。

工期は平成 24 年 1 月 31 日まででございます。以上宜しくお願いいたします。

### ○議長（森敏則君）

これから質疑を行います。質疑がある方はどうぞ。

1 番議員福田君。



○1 番（福田修君）

今、システムをご説明いただいたのですがこれは全部の水道施設に付いている訳ですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

今回のシステムは始めてでございます、遠目の浄水場が最初になります。遠目の浄水場とインターネットを介して回線を繋ぐと、その他の彼杵浄水場ですとか赤木浄水場その他の施設につきましては、親局役場側に新たにテレメーター板を設けて増設していくということになります。今後増設していきます。

○議長（森敏則君）

他に。

4 番議員堀君。

○4 番（堀進一郎君）

関連ですけれども、そしたらまず今回この遠目が始めてで、新しい管理システム施設を設置するというですけれども、今説明にありますように既設、全て今後一応本部的な役場にそういうシステムがありますから今後全部計画として、していかれる予定があられるのかちょっとその辺を。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

このシステム図の下の段に書いておりますけれども、遠目浄水場以外に彼杵浄水場、赤木第1浄水場、赤木第2浄水場それから赤木第2配水池につきましては増設していきたいと思っております。その他将来全部の施設についてこれを付けていくかは今後検討していきたいと思っております。

○議長（森敏則君）

2 番議員橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

このシステムに掛かる費用はこの工事費用に入っているのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

システムに掛かる費用は工事請負の中に入っております。

○議長（森敏則君）

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

ではこのシステムのランニングコストはどうなるのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

ランニングコストということですが、NTT回線を利用することになります。まず設備の利用負担金としまして、親局と子局を合わせた1回線で72千円に消費税。1回限りですけれど72千円に消費税これが1回限りです。それから毎月の使用料としまして12千円に消費税1回線についてです。その他電力電気代としまして月額20千円程度を予定しております。

○議長（森敏則君）

2番議員橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

という説明ならかなりの金額になる訳です。ではこのメンテの費用はいくらになるのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

この工事請負費の中には当然メンテは入っていない訳ですけれども、将来的にはそのメンテも発生はしていきます。

○議長（森敏則君）

6番議員吉永君。

○6番（吉永秀俊君）

契約金額が49,350千円となっておりますけれども、予定価格はいくらだったのでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

今、予定価格の公表はいたしておりませんので50,000千円以上ということでご理解を頂きた

いと思います。

○議長（森敏則君）

他に。他に質疑ありませんか。

4 番議員堀君。

○4 番(堀進一郎君)

関連してですけど、一応この遠目地区が 23 年度で完成ということですけども、供用開始はやはり 24 年の 4 月からとなる予定なのですか、いつから供用開始になるのか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

水道課長。

○議長（森敏則君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（下野慶計君）

供用開始は年度内を予定しております。23 年度内ということです。

○議長（森敏則君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

質疑が無いようですのでこれで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 51 号は会議規則第 38 条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。したがって議案第 51 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

党論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 51 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森敏則君）

異議なしと認めます。

したがって議案第 51 号平成 23 年度遠目地区水道施設設置工事請負契約については原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成 23 年第 3 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。お疲れ様でした。

閉会（午前10時40分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ない事を証明する為に署名する。

平成 23年 11月 14日

議 長 森 敏則

署名議員 滝川 初夫

署名議員 吉永 秀俊